

「栃木県自転車活用推進計画策定委員会」規約（案）

令和元(2019)年11月27日

（名称）

第1条 この有識者会議は、栃木県自転車活用推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）という。

（目的）

第2条 策定委員会は、栃木県自転車活用推進計画の策定及びフォローアップにあたり、専門的見地から意見を聴取すること等を目的とする。

（委員）

第3条 策定委員会の委員は、別紙のとおりとする。

（委員長）

第4条 策定委員会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。

3 委員長は、策定委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、策定委員会の目的を達するまでの期間とする。なお、策定委員会は、その目的を達したときに解散する。

（事務局）

第6条 策定委員会の事務局は、栃木県県土整備部交通政策課に置く。

（委員等以外の者の出席）

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、策定委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第8条 策定委員会は、原則として公開とし、議事概要は、委員会後ホームページ等で公開する。ただし、特段の理由があるときは、委員会を非公開とすることができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、策定委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。